

○ひらめき☆ときめきサイエンス推進賞表彰要項

〔平成25年5月20日〕
理事長 裁定

改正 平成28年6月24日

(目的)

第1条 この表彰は、ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI（研究成果の社会還元・普及事業）において継続的にプログラムを実施し、我が国の将来を担う子どもたちの科学する心を育み知的好奇心の向上に大きく貢献した研究者を讃えるとともに、科学研究費助成事業による研究成果を積極的に社会・国民に発信することを奨励することを目的とする。

(表彰者)

第2条 表彰者は、理事長とする。

(表彰の方法)

第3条 本賞の受賞者には、表彰状及び記念品を授与する。

(選定方法)

第4条 本賞の受賞者は、本プログラムを5回以上実施した実施代表者のうちから、独立行政法人日本学術振興会研究成果の社会還元・普及事業実施規程（平成17年規程第10号）第3条第1項に定める研究成果の社会還元・普及事業推進委員会（以下、委員会という。）が選定し、理事長に推挙する。

(受賞者の決定)

第5条 理事長は、委員会からの推挙に基づき、受賞者を決定する。

(表彰の事務)

第6条 本賞の事務は、研究事業部研究事業課において行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要項は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

○ひらめき☆ときめきサイエンス推進賞における選定の対象から除外する者に関する取扱い

〔平成29年2月27日〕
理事長 裁定

(目的)

第1条 この取扱いは、ひらめき☆ときめきサイエンス推進賞表彰要項（以下、「要項」という。）第7条に基づき、ひらめき☆ときめきサイエンス推進賞における選定の対象から除外する者に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本取扱いにおける用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「競争的資金等」とは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正）に規定する文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 「不正使用」とは、研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程（平成18年12月6日規程第19号。以下、「規程」という。）に規定する故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (3) 「不正受給」とは、規程に規定する偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをいう。
- (4) 「特定不正行為」とは、規程に規定する故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

(選定の対象から除外する者)

第3条 次の各号に該当する者は、要項第4条の規定による選定の対象から除外するものとする。

- (1) 過去5年間に、競争的資金等その他の公的資金において不正使用（個人の利益を得るための私的流用である場合を除く。）又は不正受給を行った者として、当該公的資金制度を所管する部署又は当該者が所属する研究機関により認定された者
- (2) 過去10年間に、競争的資金等その他の公的資金を不正使用（個人の利益を得るための私的流用である場合に限る。）を行った者として、当該公的資金制度を所管する部署又は当該者が所属する研究機関により認定された者
- (3) 過去10年間に、競争的資金等その他の公的資金において、特定不正行為に関与した者として、当該公的資金制度を所管する部署又は当該者が所属する研究機関により認定された者

附 則

- 1 この取扱いは、平成29年2月27日から施行する。
- 2 要項第7条に規定する「運営に関し必要な事項」について別途定める「(表彰の対象から除外する者)」は、廃止する。